

よくあるご質問と回答について

(サービス提供体制確保事業補助金)

(令和5年(2023年)10月1日 時点)

(問1) 陽性者の施設内療養期間はどのように考えるか。

(答) 【令和4年9月30日までの施設内療養期間】

原則11日間です。11日間を超える場合は別途根拠資料の提出が必要となります。起算日の考え方は以下のとおりとなります。

- ・症状があった場合、症状発生日が1日目、翌日から11日間の療養で計11日間
- ・症状がない場合、検査検体の採取日が1日目、翌日から11日間の療養で計11日間

【令和4年10月1日以降の施設内療養期間】

原則10日間です。10日間を超える場合は別途根拠資料の提出が必要となります。起算日の考え方は以下のとおりとなります。

- ・症状があった場合、症状発生日が1日目、翌日から9日間の療養で計10日間
- ・症状がない場合、検査検体の採取日が1日目、翌日から9日間の療養で計10日間

(問2) 施設内療養の陽性者が入院した場合、入院日当日は施設内療養となるか。

(答) 施設内療養となりますので、施設内療養期間に含めてカウントしてください。

(問3) 今回の補助事業にある施設内療養に要する費用に含まれる経費はどのようなものか。

(答) 陽性者対応にあたった職員の時間外手当、危険手当等の追加的な人件費です。原則、陽性者対応に伴う経費がこちらに含まれます。なお、陽性者対応に伴い追加的に発生する費用以外は補助の対象外となります。

(問4) かかり増し人件費の補助対象はどのような場合か。

(答) 職員が陽性者又は濃厚接触者となったこと等による人員不足に伴う、介護人材の確保を行った場合の経費が補助対象です。以下に具体的な例を示しますので、参考にしてください。

- ・陽性者対応の実施に際し、追加人員が必要となり、応援人員の配置を行ったことで、通常業務の人員が不足し、通常業務にあたる職員の時間外手当等は対象となります。陽性者対応にあたった職員の時間外手当や危険手当は施設内療養費用に含まれますので、対象となりません。

(問5) 衛生用品の購入費用について、対象物品や数量に制限はあるか。

(答) サービス継続を行うことを前提として、陽性者又は濃厚接触者に対応するために必要な衛生用品が対象です。具体的には、ガウン、グローブ、フェイスシールド、マスク等の使い捨て品、消毒用アルコール類、紙コップ等の使い捨て容器（陽性者が発生後にプラスチック容器等から変更した場合）などが対象となります。パテーションや空気清浄機等は対象外です。

また、数量は実際に使用するであろう妥当な数量が対象となりますので、実態よりも多大な数量を申込されても全てが対象となるわけではありません。

(問6) 各対象経費の中で根拠資料が必要な費用は何か。

(答) 全ての経費で根拠資料の準備が必要となります。また、施設内療養に要する費用以外は根拠資料の提出が必要です。なお、施設内療養に要する費用に関しては、国が実施する会計検査の際に提出をお願いする場合がありますので、補助事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管してください。

<根拠書類の一例>

- ①衛生用品の購入：数量・価格がわかる明細書、支払い完了がわかる領収書等
- ②かかり増しの時間外手当：支払日、金額、職員名がわかる資料等
- ③施設内療養が10日を超える場合：陽性者名や心身状態が記載された記録等

(問7) 令和4年度にサービス提供体制確保事業補助金を受給したが、令和5年度も申込みできるのか。

(答) 補助金の申込みは、原則として年度単位となりますので申込み可能です。

(問8) 当該年度末(3月)までに一旦収束し、一定期間経過後に新たに陽性者が発生した場合の申請手続きのタイミングはどうか。

(答) 3月末までの収束分で今回申込みいただき、4以降の発生分は次回の受付期間で申込みください。3月から4月にかけて陽性者が一連でまたがるような場合は、当該年度発生経費と次年度発生経費を分けて申込みください。

(問9) 令和5年度内にサービス提供体制確保事業補助金は何回も申込みできるか。

(答) 既に申込みした分とは別のかかり増し経費の場合、年度内1回限りではなく、サービス種類・施設毎に設定した基準単価(補助上限額)内であれば、複数回申込みいただくことが可能です
ただし、補助対象期間であっても、申込み期間を過ぎたものは受付できない可能性もございますので、申込み期間にはご注意ください。

(問10) 申込額が基準単価を上回る場合、基準単価が申込み上限額となるか。

(答) かかり増し経費単独で基準単価(上限額)を超える場合は、基準単価が上限額となります。

また、令和5年度より施設内療養費が個別協議対象外となりましたので、施設内療養費が基準単価を超えても支払いの上限はありません。

例① 基準単価 100万円 かかり増し経費 50万円 施設内療養費 200万円
支給額⇒250万円

例② 基準単価 100万円 かかり増し経費 150万円 施設内療養費 200万円
支給額⇒300万円

(問 1 1) 「一定の要件に該当する自費検査費用」はどのような場合が対象となるか？

(答) 以下の内容を全て満たす場合が補助対象となります。

- ・感染者が発生していない施設
- ・まん延防止等重点措置が発令中ないしは近隣で感染が確認されている場合
- ・当該要綱の別記一別添 1 に記載の状況の職員又は入所者
- ・保健所等の外部機関へ検査を依頼するも不要と判断された結果がある
- ・施設がやむなく自費で検査を実施

※感染者・濃厚接触者が発生した施設や事業所は対象外となります。

(問 1 2) 感染拡大第 6 波の際に、濃厚接触者である場合、受検により早期に職場復帰できるとの通達があったが、この早期復帰のための自主検査費用は「一定の要件に該当する自費検査費用」に該当するか？

(答) エssenシャルワーカーの待期期間について、「自費検査を行い陰性であった場合に待期期間が短縮される」という方針が出された際、厚労省WEB説明会が開催され、「エssenシャルワーカーの待期期間短縮のための自費検査費用については対象とはならない」との回答がありましたので、対象外となります。

(問 1 3) 自動車や自転車の購入費用は、実施要綱 3 (1) イの対象経費に該当するか。

(答) 厚生労働省発出の「令和 4 年度 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業 Q & A 集」No. 43 の項目によると、「自動車や自転車、タブレットについては、購入の場合は対象とならず、リース費用のみが対象となる。」とありますので、対象外となります。

～ 令和5年10月以降のかかり増し経費の取り扱いについてのQ&A ～

令和5年10月1日以降に収束した案件については、新型コロナウイルス感染者への対応に係るかかり増し経費の業務手当に下記の上限額が設けられます。

【業務手当の上限額】

- ・1人あたりの補助上限を4,000円/日
- ・1月あたりの限度額を2万円

(問14) かかり増し経費の補助について、上限額の対象となる業務手当には、危険手当や時間外手当などのコロナ対応に要した手当がすべて含まれるか。

(答) コロナに要した手当のうち、危険手当が上限額の対象となります。

時間外手当については従前のおり、上限額の対象とならずにかかった実費分が補助対象となります。

※危険手当は、厚生労働省発出の「令和5年度 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業 Q&A集」No.35の項目によると、感染者の発生や感染者と接触があった者への対応により生じた追加的業務に係る労働の対象として支払う手当とありますので、慰労金や自宅療養に対する保障手当などの見舞金や給与補償などは対象外となります。

判断が難しい場合はご相談ください。

(問15) 時間外手当と危険手当の両方を合わせて1人1日4,000円が上限となるのか。

(答) (問14)の回答のおり、時間外手当については従前どおり実費分が補助対象となるため、上限の算出に時間外手当は含まれません。

(問 16) 危険手当の支給が9月と10月にまたがった場合の取扱いについて、9月の勤務に対して10月に支給した場合は、上限額が適用されるか。

(答) 手当上限の基準は支給日のため、10月からの支給分から上限が適用されます。
ただし、10月支給分であったとしても、明確に9月勤務分の手当であることが判断できる場合には、補助対象として認めて差支えありません。判断が難しい場合はご相談ください。

(問 17) 業務手当の上限額について、月額または時給による支給の場合には、1日あたりの金額の合計が4,000円を超えても差し支えないか。

(答) 月額や時給の場合には、1日の上限設定は設けず1月2万円の範囲内で補助対象となります。
例えば、時給手当600円で8時間勤務した場合、4,800円/日となりますが月額または時給による支給とみなす場合は、4,000円を超えていても支給対象です。